誓　約　書

申請行為の場所　　さいたま都市計画事業島町西部土地区画整理事業地区内（仮換地）
街区・画地番号　　街区　　画地

今般、上記表示の土地において、土地区画整理法第 76 条の規定による建築行為の許可申請を行うにあたり、下記条項を遵守することを署名捺印の上誓約いたします。

記

１．申請地の建築物及び工作物等が事業施行の支障となる場合、土地区画整理組合（以下、組合という）の指定する期日までに速やかに移転又は除却いたします。
２．申請地には換地処分により増減歩及び清算金が生ずることを認識し、換地処分後に組合より清算金徴収の請求があった場合には、指定する日までに遅延なくお支払いたします。
３．工事着手にあたっては、必ず事前に組合に連絡し係員の指示に従い、申請行為の建築物を建築するに際しては、施工範囲内の公共・公益施設等の保護に十分注意し、損傷を与えた場合には、自らの責任により速やかに適切な対処をいたします。
４．境界に工作物（各種塀）等を設置するときは必ず事前に組合立会いの上、境界杭を確認して着工するとともに、境界杭を保護しながら施工いたします。
５．当該建築行為等に際しては、周辺地域の居住環境に配慮して施工いたします。なお、苦情などの原因者となった場合、組合に一切の迷惑をかけないで、責任を持って対処いたします。
６．土地区画整理事業が終了するまでの間に、本申請に係る土地及び建築物並びに工作物等の権利を第三者に対して譲渡を行う場合（譲渡先が共有地となる場合は本組合定款第 89 条にもとづき速やかに一名の代表者を決める）は組合に報告いたします。
７．島町西部土地区画整理事業の推進について、積極的に協力いたします。
８．本申請に係る土地及び建築物並びに工作物等の権利を移転する場合は、必ず譲受人へ上記事項を継承し、譲受人署名捺印の承諾書を、組合に提出いたします。

平成　　年　　月　　日

さいたま市島町西部土地区画整理組合
　理事長　枝 久 保　達 夫　　様

申　請　者
住　所

氏　名　　印